	第6期第7回横浜市税制調査会 議事概要				
日 時	令和5年10月2日(月)午後1時00分から午後3時00分まで				
会議形式	対面形式 (横浜市庁舎 18 階 みなと 1・2・3 会議室)				
出席者	青木座長、上村委員、柏木委員、川端委員、柴委員、望月委員				
欠 席 者	なし				
関 係 局	環境創造局				
開催形態	非公開				
議 題	令和6年度以降の横浜みどり税の取扱いについて				
	(1)これからの緑の取組[2024-2028](原案)について				
	(2) 横浜みどりアップ計画市民推進会議について				
	(3) 横浜みどり税と森林環境税等との違いについて				
	(4) 横浜みどり税の次期税制案について				
議事	別紙「議事録」のとおり				
資 料	【議題 資料1】これからの緑の取組[2024-2028] (原案) について				
	【議題 別紙1】横浜みどりアップ計画実績・事業費一覧(第1期~第3期)				
	【議題 別紙2】横浜みどりアップ計画の各期における事業費構成比の比較				
	【議題 別紙3】みどり保全創造事業費会計(特別会計)について				
	【議題 資料2】横浜みどりアップ計画市民推進会議について				
	【議題 別紙】 横浜みどりアップ計画市民推進会議 2021 年度報告書				
	【議題 資料3】横浜みどり税と森林環境税等との違いについて				
	【議題 資料4】横浜みどり税の次期税制案について				

令和5年10月2日(月) 13時00分から15時00分まで

横浜市庁舎18階 みなと1・2・3会議室

				それでは定刻になりましたので、ただ今より、第6期第7回横浜市税制調査会を
积	生山	≘⊞	F	始めさせていただきたいと思います。
税	制	課	長	委員の皆様方におかれましては、本日も御多忙のところ誠にありがとうございま
				す。 はず、関合になたりよして、財政民長の近野とり御牧巡な中し上げます
				まず、開会にあたりまして、財政局長の近野より御挨拶を申し上げます。
				財政局長の近野でございます。 本日は、お忙しい中、横浜市税制調査会に御出席をいただきまして、誠にありが
				本りは、おにしいす、傾倒巾枕前側直云に脚山所をいたださまして、誠にめりが とうございます。
				また、今回の横浜みどり税の調査・審議につきましては、市側の都合によりまし
				て、短い期間で集中的に審議をしていただく形となりまして、誠に申し訳ございま
				せん。短い期間ではございますが、充実した御議論をいただけるよう、市当局とし
				ても精一杯努めさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い
				申し上げます。
				本日の会議開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。
				横浜市税制調査会では、昨年度より、市長からの諮問に基づきまして、本市の政
財	政	局	長	策目標の実現に向けた課税自主権の活用上の諸課題等について調査・審議を行って
				いただいております。今年度が横浜みどり税条例の適用期間の最終年度ということ
				になりますので、昨年度から次期のみどりアップ計画の素案などにつきまして、順
				次、御審議いただいてきたところです。
				前回の会議においては、次期横浜みどりアップ計画につながる「これからの緑の
				取組[2024-2028] (原案)」につきまして、特にみどり税充当事業を中心に、大変活
				発な御議論をいただいているものと承知しています。
				本日の議題も今後の横浜みどり税の取扱いということで、引き続き専門的な見地
				から御意見等をいただきたいと思っております。最終的には今月末を目途に答申と
				してとりまとめていただければありがたく存じます。
				引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。
				それでは、会議の開催にあたりまして、定足数について御報告いたしますが、委
				員皆様の御出席をいただいておりますので、定足数は満たしております。
				次に、本日の税制調査会の議題になりますが、本日お手元の会議次第に記載しま
				したとおり、前回に引き続きまして「令和6年度以降の横浜みどり税の取扱いにつ
				いて」ということになっております。具体的には4点ございます。
T)/	EL-1	⇒pr	≓	「これからの緑の取組[2024-2028] (原案) について」、それから「横浜みどりア
税	制	課	長	ップ計画市民推進会議について」こちらは環境創造局からの説明を踏まえて、皆様
				に御議論いただきます。
				そして3点目、4点目ですが、「横浜みどり税と森林環境税等との違いについ
				て」、それから「横浜みどり税の次期税制案について」につきましては、事務局か ら御説明をして、これも皆様に御議論いただきたいと考えております。
				り伸記明をして、これも音様に仰巌論いたださだいと考えております。 また、前回、宿題事項として御指摘いただいた内容についても、それぞれの報告
<u> </u>				の中で御説明させていただければと思います。

続きまして、本日の会議の公開についてですが、前回の会議において、座長から、今回の議論は、非公開とすることを御決定いただいておりますので、本日の調 香会の会議は、冒頭から非公開とさせていただいております。

それでは早速、議事に入りたいと思いますが、ここからの議事進行は座長にお願いしたいと存じます。

青木座長、よろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様お集まりいただきましてありがとうございます。 2週間という短いスパンでお会いしておりますが、年内予定しているのも残り少なくなってきましたけれど、いつもながら忌憚のない御意見を御自由にお出しいただければと思います。

みどり税の更新ということですが、継続という予断は持たず、あらゆる選択肢で 我々検討していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は議題を御用意いただきました通り4つということで、前回の続きがほとんどになりますが、2番目に市民会議等々も入ってきていますし、3番目には、前回新たに出した国税との違いといったようなところも議題に入っておりますので、まずは前回の続きといいますか後半部分になりますけれども、環境創造局の方から次期みどりアップ計画、特にみどり税充当事業を中心にして、まずは前回の宿題も含めて御説明いただければと思います。お願いいたします。

それでは御説明させていただきます。環境創造局政策課みどり政策調整担当課長 の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、「(1) これからの緑の取組[2024-2028] (原案) について」、と「(2) 横浜みどりアップ計画市民推進会議について」、御説明をさせていただければと思います。

まず、お手元の配布資料の確認させていただきます。本日お配りしているのは、 右肩に議題資料1と記載したものと、資料1別紙1、資料1別紙2、資料1別紙 3、議題資料2、資料2別紙と書かれたものの6点でございます。お手元のほう過 不足あればお申し付けいただければと思います。

それではまず、「(1) これからの緑の取組[2024-2028](原案)について」御説明します。前回会議で御意見をいただいた事項について、議題資料1に沿って御説明しますので、お手元に御用意いただければと思います。資料をスクリーンにも投整影しますので、ご覧いただければと思います。資料として御用意させていただいた長しのは、ご覧のとおりです。

はじめに、樹林地保全の状況をあらためてご説明させていただきます。

横浜市内に残る樹林地のうち、みどりアップ計画では、様々な緑地保全制度によって指定を進めることで樹林地の保全を推進してきました。制度指定は一定規模以上のまとまりのある樹林地を対象としており、この資料では緑地保全制度による指定対象となる樹林地の総量とその内訳を示しています。令和4年度末時点の緑地保全制度による指定対象となる樹林地は、約2,800haとなっています。

そのうち、何らかの緑地保全制度による指定地は1,556ha、未指定の民有樹林地は約1,300haです。

今回の資料では、指定地1,556haの内訳をさらに示しており、買取りが発生し得る制度による指定地が959ha、買取りが発生しない制度による指定地等が597haとなっています。

さらに、買取りが発生し得る制度による指定地959haの内訳ですが、522haがすで

座

みどり政策調整 担 当 課 長 に取得済みとなっている面積、437haが未取得、つまり今後買入れ申し出が発生する可能性がある樹林地となります。

次のページをご覧ください。

宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減措置についてですが、説明 内容はご覧の3点になります。

ページをおめくりいただき、まず、宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減措置ですが、農地の保全に不可欠な農業用施設を10年間継続して利用することを条件として、農家の住宅敷地内にある農業用施設用地の固定資産税・都市計画税を10年間軽減することにより、農地の保全を図る取組です。

対象となる土地等と以下①から④でお示ししています。

ページをおめくりください。

次に当該税負担軽減措置の導入背景と必要性についてですが、みどり税ととも に、税制度の面から緑の保全及び創造を促進する方法として、当該税負担軽減措置 を講じることで、農地保全を推進するものとして整理し、導入しました。

農地を維持する上で、農地と農業用施設は一体であり、農業用機械や資材を置く場所、加工所や集出荷施設などが必要となります。下の絵ではイメージを示していますが、農地の農業用施設が乱立すると景観を損ねることから、当該税負担軽減措置により、本来、農地に設置可能な施設を宅地内に設置誘導することで、良好な農景観を保全しています。当該措置が農地や農景観の保全に寄与している効果は大きいため、軽減措置を継続し、引き続き良好な農景観を保全していく必要があると考えています。

次のページをご覧ください。

当該税負担軽減措置の効果、実績ですが、令和4年度末時点で、398棟の農業 用施設用地について軽減措置を適用しています。左下には、施設の例、右下には、 区別の棟数もお示ししています。

次のページには、参考として、前回会議においてお示しした当該取組の個票を添付しています。

続いて、3その他として、ご覧の資料についてご説明します。

まず、右肩に資料1別紙1、資料1別紙2と記載したものをお手元にご用意ください。

資料1別紙1、資料1別紙2は、前回会議においてそれぞれ、別紙4、別紙3とお示ししたもので、これまでのみどりアップ計画での計画額と執行額を事業ごとに示した資料と、計画当初の各期における事業費構成比の比較を示した資料でしたが、第1期の各柱のみどり税の充当率に齟齬が生じたため、整合するようにとの御指摘を踏まえ、修正しました。

まず、資料1別紙1ですが、1枚目の第1期5か年の実績・事業費一覧、真ん中の列の計画額の部分をご覧下さい。第1期は、欠損法人への課税免除期間を2年間とする計画策定時の計画額としていましたが、最終的に平成21年から25年の5年間の課税免除措置を行いましたので、そのみどり税の減収分を反映した実際の計画額を記載しており、その点がわかるよう、表の項目欄を修正しました。併せて、資料1別紙2については、資料の整合はかり、第1期について、当初計画額ではなく、平成21年から平成25年5年間の課税免除措置を行った計画額に修正しております。

次に、資料1別紙3をご覧ください。こちらは、前回会議において別紙5の最後

+	
座長	に、「みどり保全創造事業費会計」としてお示しした資料ですが、一般会計からの 繰入額の赤い矢印の箇所を修正しています。赤い矢印の右側の一般財源の想定額92 億円についてですが、公債費は計画策定時に発生額を計画して計上しているわけで はなく、実際に償還に必要な額を毎年度一般財源から繰り入れて執行しています。 そのため、5年間で見込まれる額を「計画額」ではなく「想定額」という表現にしました。 これからの緑の取組[2024-2028](原案)について、というところでいったん区 切らせていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。 はい。ありがとうございます。 それでは議事に入りたいと思いますので、まず宿題部分ですが、資料「第6回会 議における主な意見等」を映してください。今皆様お手元にある宿題のうち、言わ ば前々回からずっと引き続き御説明いただいて我々が質問している部分ですが、今 お答えいただいたのがちょうど白丸の上の第1ボツ(『横浜みどりアップ計画の各 期における事業費構成比の比較(別紙3)』と『「横浜みどりアップ計画の各 期における事業費構成比の比較(別紙3)』と『「横浜みどりアップ計画の各 期における事業費構成比の比較(別紙3)』と『「横浜みどりアップ計画の 力に表ける事業費構成比の比較(別紙3)」と『「横浜みどりアップ計画」実績・ 事業費一覧(第1期~第3期)(別紙4)』の数値の前提条件を整理してわかりやす く数字を示したもの)第2ボツ(『前回会議でご意見をいただいた事項(別紙5) 1 横林地保全の状況』の保全済みの内訳(買取状況等)がわかるもの)です。それと次回会議で次のことについて説明してもらいたいという自丸のところのボツ (宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減措置の導入経緯、区別の適 用件数等)についてです。この3点について御説明をいただきまして、これを順番 にやっていきたいと思います。御説明いただいた順番からすると、上の白丸の2番 目のボツの部分ですね、これについての資料になります。我々が長らくずっとこれ 見たいということでようやく出てきたわけですが、これについて、委員の皆様がど のようにお考えになるかということになります。樹林地すでに買い取ったものがど れぐらいで、未取得どれぐらいで、買取りが発生しない部分がどれぐらいという部 分になります。で、未指定地があるということで、これを見ると、一言でいうとな かなか進み具合はどうなのかなというのがちょっと心配になります。15年間かけて
	おおよそ500haということになります。委員の皆様いかがでしょう。
委員	よろしいですか。
座 長	はい。○○委員お願いします。
委員	結局お金が具体的に発生しているというのが、うち取得済み、公有地等522haの部分についてお金が発生しているというか、みどり税の税収がそこに具体的に使われたという理解でしょうか。逆にいうと、うち未取得民有地とか買取りが発生しない制度による指定地等というのは、お金は発生していないという理解でよろしいでしょうか。
座 長	はい。お願いします。
	いただいた御質問ですけれども、一番お金がかかっているのは、土地を買い取る
みどりアップ推進	取得済みの樹林地になっております。一方で買取りが発生しない制度による指定地 においても、今後しばらくは樹林地として維持しますという契約を結ばせていただ
部担当部長	いているなかで、維持管理の支援をするという形でみどり税を支出させていただい
	ておりますので、左側の1,556haについては、何かしらの支出が発生しているということになっております。
座 長	はい。よろしいですか。委員の皆様いかがでしょうか。 結局こういうもの見ると、いつまでどのぐらいやるのかなということを当然、

	か、まはとは、マサとよいしいはないのととしせとってしてきない。ことではなり
	我々責任を持って考えないといけないのかなと考えてもわからないことではありま
	すけれども、未来永劫続けるのか、それともどうするのかといったあたりですが、
	何か御意見あればお出しいただければと思います。なかなか難しい大きい問題で
	す。
委 員	いいですか。
座	はい。〇〇委員。
委 員	この図は今度の答申には入りますか。
座 長	問題なければ出したいと思っています。
	そうすると今の質問の資金的にどれくらい抱えているか。それはあわせて説明し
	ていただいた方がわかりやすいですよね。資料1別紙3のみどり税からいくら入っ
	ているか一般財源からいくら入っているかって事業局サイドでいうと、みどり税と
	いうのは財源のワンオブゼムですから。全体でいくらあって、でどうすればいいで
	すかね、比例配分するのですかね。あるいは個別に紐づけでこの土地を買い取るの
	にみどり税をいくら入れますって処理したようなものがあれば。ただ、多分それは
	ないですよね。別のところでみどり税の税目充てて入れるってなくて、多分この3
	つの財源ですか、一般財源と国費・市債とみどりの基金とそれ総額の中からいくら
	か充てているという感じだから。正確に言うとその年度のこの3つどういう比率か
	ということで買い取った年度というか、代金支払った瞬間ぐらいでいいですかね。
	現金主義的に考えてそんなときにこの3つの財源の割合がいくらだったか。そうす
	ると、みどり税サイドから見ると、買取りにみどり税がいくら貢献したか、どれく
	らいのパーセントが貢献したか。おそらくそれは年度によって違うはずなので、マ
	トリックス作るとややこしくなっちゃうけど。できるだけちょっと無理な質問かも
	しれないけど、分かりやすく。要するにどれくらい買い取っているのか買取りしな
委員	くても指定できているのか、これから手を付けなければならないのかというのはこ
A A	の表でわかるのですが、今までの実績でみどり税がそれにどれだけ貢献したか。あ
	るいは一般財源からどれくらい市の一般施策としてこれを重視しているか、それを
	金銭的に表現する部分というのがあった方がわかりやすいと思うのです。面積だけ
	言われてもよくわからないということです。我々のほうはみどり税の話なので、み
	どり税もっていっていただいて、これ買い取っていただくのはある意味では本旨に
	かなった話だからいいことだと思うのです。だけど、それ以外に入っていますとい
	うのは過去2回の今回の税調でわかりましたから、その中でどれくらいの割合でみ
	どり税が貢献しているのですか、あるいは足りないのですか、十分貢献できている
	のですか、そういう次のロール・オーバーのための土台作りをしなきゃならないの
	でその数字を入れたら説明しやすい。やって良かったなと思いやすいし、あるいは
	足りないなと思えるかもしれないし、あるいはしばらく様子見でいいかなと思うか
	もしれないし。それは全体のバランスの話だと思うのですけど。面積だけ出そうと
	するとそこまでは見通しが出せないので、ということです。
	その話というのは、事業局サイドで、一般財源とか国費・市債からの充当という
	のを管理されているのですよね。財政局でやっている。どっちで作ってもらえばい
	いですか。
みどりアップ推進	結果として、どういう支出があったかということだと思いますのでそれは私ども
部担当部長	の方になります。
委員	では、そちらで作っていただければ。はい。わかりました。
	もう一つ。まだ話が時期的に早すぎると思うのですが、公有地買い取って522ha

		じんくといの広となぜは相挽がったかいづとが、これは亜く云をしばっじ、コー
		どれくらいの広さか私は想像がつかないですが、これは悪く言うとデッド・ストッ
		クになってしまっているので、誤解を恐れずにいえば、何か収益化でも考えなくて
		いいのかという気がするのですね。収益化といってもその500haを使って営利事業
		をやろうというわけではなく、維持管理費の内製化、というようなイメージです
		ね。将来同じような割合で、この未指定地1,300haのうちの一定割合が買取りにな
		ると522haよりも増えるわけですよね。それが市内あちこちでよく言えば森林が維
		持されている。だけどそのためには、伐採もしなきゃ、枝打ちもしなきゃならない
		し、草刈りもしなきゃならない。いろんな維持・整備にお金がかかるわけですよ
		ね。それをずっと税金だけでやりくりしていくのがいいのかというのはそろそろ考
		えた方がいいのではないかと。500haの保全地を使って緑を楽しんだりする市民は
		そうではない市民に比べて特別の受益があるわけですから。何か収益化の可能性が
		あるなら、何かそろそろ考えた方がいいのではないかなという気はします。500ha
		もあると言われると。
		はい。ありがとうございます。2番目についてはさすがに保全のほうが先のプラ
		イオリティなので。御意見をいただくのはいいと思いますけれど、まだあとの話か
		なということで1番目が一番大事で、まさに○○委員の方が正論といいますか我々
		が一番知りたいところであり、我々の結論を導き出す唯一のファクトでもあります
		ので、報告書の方にはきちんとそういうふうに書いていきたいなと思います。なか
座	長	なかお答えいただけるのは難しいのかなと思うのですけれど。もし来期も続けるの
		であれば、また4年後5年後ということもありますので少しそういうふうにしてき
		ちんと財政的な、決算的なものを作っていただいていたほうが市民に対しても市会
		に対しても説明責任を果たせるなというふうに思っておりますので、ぜひお願いを
		いたします。よろしいでしょうか、1番目少し大きな話といいますか。
		○○委員どうぞ。
委	員	見方がわからない部分がありまして、前回もお聞きしたこの資料1別紙2につい
		てですが、修正いただいた第1期のところも含めて教えてください。
座	長	
		は上が計画の合計ですよね。過去の実績。下がみどり税が充当された額の合計です
		よね。割合が例えば1期だと、10,522百万円を58,211百万円で割ると、18%ぐらい
委	員	のシェアですけれども、原案だと、みどり税の計画額って減って、上がって、減っ
		てとなっているのですけど、税額の割合が原案だと34%って出るのですけど、どう
		いうふうにこれを見たらいいかということです。みどり税に頼っているとみていい
		のか。見方間違えていますか。
座	 長	総額分のみどり税の割合です。
· 参		合計対合計の割合ですね。
		前から1回目のときから委員から割合が見たいというリクエストが出ていたわけ
委	員	でして。1期だと18%、2期が26.8%、3期が27.1%、原案が34%となっていま
		す。
座	 長	※額が減る中で、税収は上がっていますので、当然かなということなのですが。
. —		それをどういうふうに評価したらいいか。さっきのこの御説明でも維持管理にも
委	員	使っているということで、なんらかのみどり税を充てている。それはそれとしてわ
<i>></i>	~	かるのですけれど、みどり税への依存度、今日先ほど冒頭座長が継続しないも含め
L		

	,
	て検討するという話もあったので、どういうふうにこれからを考えたほうがいいか
	なと思っています。
座	現場の部局の皆さんはどのようにお考えなのでしょうか。
	御指摘のように今回事業費の総額が下がってきております。それは買取りを見込
	む推移の部分の計算をしますと、前回あるいは前々回の計画よりもその想定が下が
	ってきているというところが一番大きなところでございます。それとあわせて用地
	を買い取って進めていく農園付公園の整備ですとか、シンボル的な緑の創出につき
	ましては、5か年の事業の見込みとして用地の買取りを抑制し、用地を確保した場
みどり政策推進	所の整備を進めていくというところで全体的に事業費が落ちている傾向がございま
担当理事	す。いずれもそういった用地を取得する事業につきましては、通常ですと国庫補助
<u> </u>	金がかなり充当できるというところがございますが、その事業が執行しないという
	ことであれば、国費の充当ができないということでございまして、事業費が下がる
	のとあわせて、国費の充当率も下がっていくということにもなります。結果、厳し
	い財政状況の中、財源確保を考えていく中で、最終的には、総事業費に占めるみど
	り税の割合が前期よりも少し増えているという状況でございます。
座	いかがでしょうか。はい。主税部長お願いします。
	前回も出ていたのですが、第1期のときは、欠損法人に対してみどり税を課さな
	いという形になっておりまして、そうしますと、第1期の5か年のみどり税の決算
	額になりますけど、だいたい100億円だったのですね。第3期ですね、今回になり
	ますけど、予算額を含めましていいますと、当然欠損法人も現在条例上みどり税を
	かけていますので、だいたい143億円ぐらいということでだいたい1.4倍ぐらいには
	そもそも税額が上がっておりますので、○○委員が御指摘いただいたとおり、税収
主 税 部 長	額も1.4倍になっていますので、シェア的にもそういう意味ではみどり税に依存す
	るような財源構成になっているというのは事実としてあります。表を委員の皆様に
	あとでお手元に、税収額の一覧を今用意しますので、配らせていただこうと思いま
	すが、主な原因としては、当然個人市民税の納税義務者が増えている部分もありま
	すし、税額が大きいので、大きいのは法人市民税について欠損法人にかけないとい
	うのが、第1期はそういった制約がありましたので事情としては、そういうところ
	でございます。よろしくお願いいたします。
座	はい、よろしいですか。どのように評価するかなかなかいろんな要素があるので
	すが。
	1期のその欠損法人のお話は前回も説明ありましたし、これは除外というのでい
	いと思うのですけど、割合としては増えている。先ほどの1回目から今日までの御
	説明だと、やり遂げたものも結果的にある、これ以上買取りが難しい部分もはっき
委員	りしてきたとか、見えてきたものもあるとすると、見極めが難しい。税収伸びるの
	は、状況で伸びるというのはいいとして、先ほど依存という話になりましたけれ
	ど、やめることも将来的に考えられるとすると、これをどう見るかというのが重要
	かなと思います。
	なかなか先を見通したり、いろいろと評価するのが難しいのですが、具体的に御
	意見あればお出しいただければと思います。今見ている資料1別紙2についても第
.	1期、第2期及び第3期が、いわゆる実績ベースでこれから原案にというのはこれ
座 長	からの予算ベースになるのですが。みどり税の推移と、我々からするとみどり税を
	3本柱のどれに振るかという話が重要ではあるのですけれど。上の方の表について
	もどう評価するかというのは少し背景として持っておかなければいけないのかなと
	しこ ノロ 川 プの/パニ マ ゚ プッンパムタ し目界に してカダンフ てマロパヤ゚ム マ プイス゚レパーム。 ゚゚゚ノ゚/ム゚゚ ゚゚゚ノ゚/パーンよこ

	いうふうには思います。総事業費が90億円ほど減るという中で、柱の1について 我々が一番重視をしているところについては60億円減少しているということで他よ りも減りが大きいのは確かであってこれも含めて我々どう判断するのかというとこ ろになりますのでなかなかちょっと意見をまとめるのが難しいですが、何か個別に 御意見ありましたらお出しいただければ思いますが。いかがでしょうか。 例えば、みどり税が入っていないとしたらできた範囲と、実際にみどり税も充当
員	して、やった範囲というか規模というかで比べてみるというのは一つあるかもしれないですよね。乗数効果とは言わないけれども、ある程度の規模を確保した方が単位当たりの効率が上がることが予想されるので、そういう数字を作ってみてもいいかもしれないと。だから例えば3分の2でやるのがいいのか、そのままでやるのがいいのかという話ですよね。3分の1、みどり税で上乗せしているので、単位当たりではこれぐらい効率的にできるようになりました。なんかそういうストーリーが説明することができれば、みどり税の存在意義はあるのだというふうになるかもしれない。絶対額で比べても多分分からないので、単位当たりに引き直したほうがいいと思うのです。
長	はい。おっしゃるとおり、我々というよりも市民あるいは市会の皆さんに対して そういう資料がもし示せれば、もう1期やりたいですということが、通るなという ふうに思います。
員	だてに規模が大きいだけではなくて、効率化が図られているという言い方ができれば。
長	ありがとうございます。それでは、2点目の宿題論点に移りたいと思いますけれども、宅地内の農業用施設です。前回私の方から問題提起をさせていただきまして、我々もあまり税制調査会として議論しないときにできた制度ということなので、ちょっと違和感があるなというのと、前回資料のむしろ税制課がお作りになった方の資料の8ページあたりに件数と金額が出てきています。次期計画からすると約毎年1,000万円ということになります。住宅内に農業用施設を作る場合にそれを減税することがみどりに繋がるのかというのが、なかなか我々とすると飲み込みにくい部分があるなというのが前回出たところですが、この点について御意見いただければと思いますが、特によく○○委員はこれほど税の公平性を損ねてまでこれをやるのであればむしろ減税ではなくて、補助金の方が良くないかというような御意見もよくお出しされるのですが、いかがでしょう。約350件で1,000万円。
員	いいですか。
長	はい、お願いします。
員	青木座長が言うとおりで、この経緯がどういう経緯でこれ入ったかというのがちょっと私も記憶が不確かで、よく理解できていなかったのですけど。前にも話をした通りで。基本的にみどり税を入れるときの議論というのは、緑被率を下げないように努力をしていきましょうというので。それが一番最初のスタートだったので、そのときの議論として、こういう議論が出てきたのかなというふうには思うのですけど。今回の議論として考えたときに、これはちゃんとやりましょうというところと、いやそろそろこれはもうタイミング的に3期まで来ているので、次のときにこれを残すべきかどうかというのはやっぱり検討した方が良いのではないかというふうに思っていた次第なのですよ。青木座長が言っていただいたように、もし本当にこういうことが必要であるのだったら、みどり税の対象としてこういうものを維持
	長 員 長

				していくのではなくて、もしこれをこういう施設を維持していくということが大事だということであれば、やっぱり税ではなくて、補助金できちんと支出して、こういうものもやっぱり農業用施設として必要だということで。税の対象のこの事業として果たして適切かどうかということについて、前々から疑問を持っていたので、今回はやっぱりそれをもうちょっと議論して、どうするかということを考えたほうがいいのではないかなということです。
座			長	はい。事務局から補足があるようですね
税	制	課	長	導入の経緯を少し補足させていただきますと、みどり税が最初にできた時の税制 研究会の最終的な報告書の中にはこの施策は入っていません。緑化のほうは入って いたのですが。その後市側で検討して、みどり税条例の提案をする際にこれを組み 込んだというのがそもそもの経緯となっております。
座			長	ありがとうございます。その上で今の御説明にもありましたようにこれは我々が今年、諮問を受けているのがみどり税についてなのか、それとも税制全般なのかというところになります。もしも、前者で特に今年は更新期なので、みどり税についての諮問をするという市長の御諮問であるとすれば、これについては、我々は附帯意見くらいにしておきたいと思います。みどりアップ計画の中には入っていますので我々は当然審議をさせていただきますけれども、我々が意見をするのがみどり税ということであれば、ただもちろんこれ税制ですので、税の軽減ですので我々口出しをせざるを得ないわけですけれども、ただ今年の報告書、みどり税をどうしますかという報告書の中では、附属する部分についての意見ということで、おそらく今○○委員にまとめていただいたように税制調査会からすると、税の軽減はやはり納税者間で不公平を招きかねないし、件数の少なさと金額の少なさを考えると要検討事項ということで、望ましい措置ではないという程度には附帯意見として書いておきたいと思いますけれども、よろしいですか。
委			員	確認ですが、今の青木座長と横浜市側の説明だと、この軽減措置はみどりアップ 計画には入っていて、みどり税条例には入っていないのですか。
税	制	課	長	みどり税条例にも入っています。
委	111.7	H/K	員	条例には入っていないとおかしいですね。
				我々の意見として、どのくらいの重さかはあるとしても、どのような条例案とす
座			長	るかの決定権は事務局にあるかと思います。
農	政	部	長	農政部長の内田でございます。経緯ですけれども、平成21年度から始まっていまして、私自身平成19年度から21年度まで北部農政事務所という現場を担当する係長でいまして、この業務に現場レベルで対応していました。どう導入したかというのは出先だったので、きちんと認識していませんでしたが、お伝えしたいのは、この制度自体は、農地の保全を目的としている。そのシンプルな仕組みではなく、農業用施設用地を10年間、その農業用施設では100%農地の管理に必要なものを収納するという厳しい条件で、もしそれに反したら、返還してもらう制度を作ること、それから、地元約10か所で各方面別に説明会を実施しております。私も説明者の一人として説明をさせていただいて、今に至りますが、非常にこの事業の取り組みの効果は大きいと、現場レベルを担当した者としては感じています。 先ほどお話にありました減免ではなくて、補助とか奨励金はどうかということですが、実は横浜の農家に限りませんけれども、都市の農地所有者にとって、いわゆる税というものに対しては非常に重たいものになっていて、相続税や固定資産税、都市計画税、これは毎年非常に苦心しているところでございます。そこに、平成21

				年に向けて光を当てて、そこを支援していく制度を作ることで、農地所有者の方々
				のモチベーションといいますか、インセンティブを上げたというのがこの取組でし
				て、それが農地所有者の方々にとても響いているというのが今現在の状況です。
				制度を利用している農地所有者の方々はほとんど1へクタール以上農地を所有し
				ている方々です。横浜の農地所有者で1ヘクタールを超えている方々は、あまりい
				らっしゃらない状況ですが、その方々がこの制度に賛同し、大きなモチベーション
				をもって、農地を管理していただいている。我々農政部としましても、仮に庁内
				で、財政部門や税部門からきちんとした管理をしているのか、運用しているのかと
				言われた時に、きちっと説明できるように、もちろん市民の皆様に対しても説明で
				きるように制度設計においても非常に厳しい条件を設けて、10年間保全する、それ
				からその中の農業用施設の中は100%農地を管理するもの、ですから、生活用の車
				は置いてないです。それこそ臼や杵、生活用で使っているもの、あるいは子どもた
				ちが使うようなボールやバッグとかそういったものがありましたら全て撤去しても
				らいます。もし何の調整もなく建物自体が撤去された場合には、過去に遡ってすべ
				て返していただく。7年という期間がありますけれども、そういう厳しい運用をし
				てきてございますので、この取組自体が農地保全に大きな効果を生んでいるという
				こと、1,000万円という金額がどの程度多いのか少ないのかはともかく、費用対効
				果としては非常に大きな制度であり、横浜市の施策として農地所有者に響いている
				ということを述べさせていただきます。
委			員	平成21年から始まったということですが、10年間軽減措置が行われるということ
				は、もう終わっている所もあるということですよね。
農	政	部	長	10年経って、また更新をするかしないか、そこで中にはやめている方もいらっし
120		HIP		ゃるが、ほとんどの方は新たに更新しています。
委			員	基本的に制度が続く限りは永久にということですか。
				この制度が続いて、きちんと農業用施設として管理をしていれば、続きます。一
農	政	部	長	件当たりの減免額はだいたい数万円程度なので、それをどう見るかということです
				が、税の減免は非常に重たいと、我々もそう考えています。
				先ほど効果が非常に大きいとおっしゃっていただきましたが、今の話だと軽減額
委			員	はそれほどでもないけれども、モチベーションが上がったというのはどう考えたら
安				よいのですか。それは、横浜市が、自分たちが大変なのが分かってくれたという感
				じなのでしょうか。
				説明会の時に私も説明をして、多くの農地所有者が集まりましたけれども、固定
				資産税、都市計画税あるいは相続税といった税は非常に重たい、苦心しているとい
				う中で、市としてこうした取組を設けたことは非常に感謝していると、あと面積的
				にも農地所有者の方々の農地面積を合計すると、所有面積が200へクタール、あく
1111	-1	407	□	までそれは所有しているということであり、その人たちは他の農地もまた借りたり
農	政	部	長	しているので、そういった意味の保全に1,000万円という金額が多いのか少ないの
				か一概には言えませんが、1,000万円を軽減することによってきちっとした管理を
				していただいている。また、日々現場を回る農政事務所の職員が農家の方々と接し
				ている中でも、非常にありがたいという声もいただいておりますし、きちっとした
				管理をしていただいていて、効果を感じているということです。
				基本的には、環境創造局の説明資料5ページにあるとおり、農業用施設が農地に
主	税	部	長	隣接していると、農景観が悪くなるということで、それを御自宅の宅地のほうに置
1	·17L	ЧЧ	1	かてもらって、農景観を良くしようというのが、この趣旨です。
<u> </u>				ヾ゚、 ひりつし、辰泉眺セ以てしよりとメ゚,りいカザ、 こい趣目じり。

·	
	税制上の関係でいうと、わがまち特例のような形で、要は横浜市がそういう農景観を良くするために自宅のほうに農業用施設を誘導しているわけです。誘導した分について、誘導するとその分宅地課税になり、大きな額ではありませんがその分税額が上がるので、その上がった税額分だけ横浜市が誘導しているので軽減するというものです。ですので、税制でいうとその誘導して上がった税額分の軽減をする制度なので、よくわがまち特例でも、こういった設備を設ければ自治体で軽減措置をすればいいというのはあるので、税制上の制度としてはそういう形でやらせていただいています。横浜市がそちらに誘導しているので、その契約をしていただいた農家さんについては、税を軽減するということでやっていますので、税制上の形としては、突飛なものではなく、インセンティブについてどの程度あるかということはあるかと思いますが、わがまち特例でもみられるような仕組みと比べても、特殊なものではないと考えています。
座 長	ありがとうございます。終息に向けて今御提案いただきました、ありがとうござ います。
委	気になるところは、固定資産税の軽減も補助金も一緒ですが、市が例えば1万円減免しているけれども、納税者側ではそれは所得税か法人税で持ってかれている、市民税でも持っていかれていますから、多少は横浜市にも返ってきていると思いますが。国に持っていかれている部分があるので、ネットで1万円渡せるような仕組みにした方がいいと思います。
座 長	それも含めて我々からすると補助金のほうが良いのではという話です。
委員	補助金も一緒です。補助金でも所得加算をしなければならないので。計算技術としては圧縮記帳という計算技術を使っています。なので、経費が減るか収益が増えるかということで、同じです。結局、現状の税の減免でも補助金でも、その部分は国税や地方税で一部分が公共部門に戻ってきてしまっていて、減免や補助金の額面額だけの効果は納税者の手元では残っていません。例えば所得税法9条の非課税所得のどれかに当てはまるような仕組みを考えるとかですね。所得ではないと言ってもらえるような形であれば、渡したものがそのまま向こうに伝わるわけなので3割、4割国に持っていかれなくて済むと。それも少し考えていただければ。市民税でいえば、所得割のところで、減免額や補助金額を非課税所得にする、という措置を打てば、横浜市内部での還流は防ぐことができます。
座	はい。少し細かいところ入りましたが話を戻したいと思います。我々の立場からすると、最初に申し上げたとおりに報告書の中では税制の観点からすると、やはりできるだけ不公平感が出るようなことは避けたいという正論を書いておいて、あとはもう市会も含めて政治判断をすると思いますので、我々からすると税制の専門家からすると、望ましいことではないですよと、今、〇〇委員に最後言っていただいたように、もっと良く効果があるものに変えられるのであれば考えてくださいということを附則で書いておきたいかなと。 みどり税条例に入っているそうですが、あくまで我々の意見ですので、みどり税本体についてもやるかやらないかの意見になりますのでこの点については、冒頭にまとめたように、税制の立場からすると、というところで書いておきたいと思います。
委員	
座	
<u></u>	<u> </u>

<u> </u>	4
	2番目が終わりましたので、3番目ですが、事業費一覧これはよろしいですね。 そうしますと御説明いただいたところの宿題、議題1についてはよろしいという
	ことでよろしいですか。
	すみません、一つありました。特別会計の充当部分について、前回想定額という
	ことで○○委員から御意見をいただいてわからないということで、我々専門家から
	しても使わない言葉なのでわからないということで想定額92億円ということで、追
	加で記述を改めていただきました。○○委員、これでいかがでしょうか。注1、注
	2とつけていただいて、注2のところで、想定額とは5年間の償還に必要な見込み
	額ですというのがあります。これでよろしいですか。
委員	いいというか、多分、工夫して苦労されてこういう表記にしたと思います。いい
	とか悪いとかではなくて。
座 長	想定額というのはほとんど見ない表現なので。
委員	はい。財政だと大体見込額という表記が普通。こういう表記ということで理解し
× ×	ました。
	これで宿題を果たせたということで、ありがとうございます。
	それでは、議題の2番目にいきたいと思います。市民会議についてです。市民会
座	議については37の府県でやっており、森林環境税については、県民会議が乱れてい
	ることをいろいろ聞くわけですが、みどり税の場合はいかがなのかということをま
	ずは御説明をよろしくお願いいたします。
	(2) 横浜みどりアップ計画市民推進会議について御説明させていただきます。
	右肩に議題資料2と記載されたものをお手元に御用意ください。
	ページをおめくりいただき、本日の御説明内容は、①概要、②活動状況、③評価・
	提案の3点を御説明させていただきます。
	ページをおめくりください。
	まず、①概要についてですが、横浜みどりアップ計画市民推進会議は、市民参加
	の組織により、みどりアップ計画の評価及び意見・提案、市民の皆様への情報提供等
	を行うことを目的として設置し、条例設置の附属機関に位置付けています。
	学識経験者や関係団体、町内会・自治会代表、公募市民の計 16 名で活動していま
	す。シートの左側の表では、委員の人数構成をお示ししています。中央には、市民推
みどり政策調整	進会議の全体像を示しており、全体会議に加え、柱別の施策別専門部会と取組の現場
担当課長	を調査する調査部会を開催しています。
	次のページをご覧ください。②活動状況についてです。「みどりアップ計画に対す
	る評価及び意見・提案」と「市民への情報提供」を目的に、全体会議や施策別専門部
	会などを実施しており、現計画が開始した2019年4月から2023年8月までの間に、
	全体会議を9回、施策別専門部会を14回、調査部会を4回、広報・見える化部会を
	14 回開催しています。広報・見える化部会は、市民委員の方を中心に活動していた
	だいており、市民目線でみどりアップ計画の取組を紹介する、広報誌「Yokohama み
	どりアップ Action」を発行しています。
	次のページには、この4年間で発行されたみどりアップ Action の表紙を示してお
	り、合計で8号発行されています。
	ページをおめくり下さい。次に、③評価・提案についてです。市民推進会議では、

·	
	評価・提案を毎年報告書として作成しています。ご覧いただいている6ページでは、
	柱1及び柱2に対する評価・提案の概要を抜粋してお示ししています。
	次のページをご覧ください。7ページでは、柱3と広報に対する評価・提案の概要
	を抜粋してお示ししています。また、報告書本体では、施策単位で評価・提案をいた
	だいています。
	資料2別紙として報告書本体も御用意しておりますので、後ほどご覧いただけれ
	ばと思います。
	以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
	ありがとうございます。この市民会議についてですが、まずは御質問いただけれ
	ばと思いますが、一つ難しいのはこれ名称からおわかりのようにみどりアップ計画
	についての市民推進会議ということでみどり税に限っておりませんので、その部分
	が我々の審議の対象ではないところと被りますけれど、そのあたりも意識しながら
座 長	ご質問いただければと思いますが、一つだけ、私からまず前提条件を教えていただ
	きたいのですが、この委員構成ですが、関係団体というのはどういうところが選ば
	れているのか教えていただきたい。
	それともう一つ町内会自治会代表が1名ですが、これは地域固定なのかそれとも
	変わっていくのか。これが2点目です。
	関係団体ですけれども、横浜商工会議所、それからよこはま緑の推進団体連絡協
w 1516 - 011/5//	議会、市民の森愛護会などです。
みどりアップ推進	資料2別紙の53ページをご覧ください。こちらに委員の名簿を載せております
部担当部長	が、区分のところに関係団体とありまして、備考欄にどういう団体かを載せてござ
	います。
<u> </u>	はい、委員の皆様、これで御判断ください。これは、2番目はいかがでしょう。
座 長	町内会代表って地域代表みたいになっているのですか。
みどりアップ推進	これは町内会の連合の組織に毎年推薦を依頼しまして、その中からこの会議には
部担当部長	この会長さんに出てもらいますという形で参加をしていただいています。
座 長	固定しているわけではないということですね。
みどりアップ推進	
部 担 当 部 長	はい。
	それでは、この点については委員の皆様から御意見をいただく前に、まずは参加
座 長	していただいている○○委員に感想等々コメントいただければと思いますがいかが
	でしょうか。
	先ほどその概要のところで、委員構成が出ていますが、この会議が始まる前に少
	し話を座長としまして、○○委員とも少し話をしましたが、特にやっぱり重要だと
	思っていたのがまさにそのとおりで、公募市民5人いらっしゃって、この方々が実
	際に先ほどこの5ページの広報誌を作っていらっしゃって、それと同時に一言でい
	うと、意識の高い人たちが集まっていまして、私なんかは煽られる方で、みどりア
委員	ップ計画について、直接我々が議論しているみどり税に限ったことを議論するわけ
	ではなく、あくまでも横浜市全体のみどりアップ計画を審議するという委員会にな
	っていますけれど、非常に担当部局の環境創造局の皆さんもいらっしゃいますが、
	結構議論が活発で、そういう意味では、この市民推進会議というものは、いわゆる
	行政という組織からいくと、少し異質な組織になりますが、みどり税を含めたこう
	いう施策を行うという意味では、この会議は非常に、個人的な感想でありますが、
	・・ノ旭水で11 ノこ・・ノ忌外(トは、 ニッ/云磯トは升市に、 個人印は燃湿でめりまりか、

		非常に重要な委員会で、活発な活動をしてもらっていると思っています。私は非常
		た
		に同く計画してv'より。 はい。ありがとうございます。委員の皆様いかがでしょうか、何か御意見ありま
座	長	はい。めりかとうこといより。安貞の自体いかかくしょうが、同か同意元めりよしたらお願いします。
		○○委員にちょっと質問ですが、この推進会議で、みどりアップ計画の中で駄目
委	員	○○安負にらよっと負向ですが、この推進去職で、みとりアック計画の中で励日 と言ったものはありますか。
		に言うたものはめりよりか。 結構厳しく指摘されて、これはどうなっているのかというので、環境創造局の方
		に色々と指摘がされていて、それを反映する形で環境創造局の方々が、実際にその
		行政のあり方を考えていったというケースはいくつかあります。具体的に言うと、
委	員	特に災害が起きて、木が道路に倒れてくる場合、それが市民の妨げにならないよう
		に、まさにみどりアップなので、きちんと伐採をするとかそういう施策は積極的に
		やらなければいけないのではという話は出ておりました。
委	員	それは、道路管理でなくみどりの話ですか。
×	~	道路管理ではなく、森林環境を維持していくときに、きれいに整備された、要す
委	員	るに、維持管理です。維持管理がきちんとなされている市民の森などです。
委	員	道路ではなくて市民の森ですか。
	員	そうです。台風が来たりして災害に遭うことがあります。
委		倒木とかはありますよね。それは樹林地内部の維持管理の話。
, A		市民の森自体をどう維持するのかというのが問題になると同様に、道路を敷設す
		る場合に逆に大きいマイナスになるので、こういうものをきちんと管理していくこ
委	員	とにもっと力入れていかなければいけないのではという意見が非常に最近は強く出
		てきているという実感です。
委	員	個人的には、道路は道路管理の話で、森林は森林管理の話だと思います。
委	員	それは本当にそうです。
委	員	なぜその2つがくっつくのかがわかりません。
委	員	管理する主体が見事に分かれています。
_		もちろん行政的には分かれているし、予算的にも分かれているものをあえてくっ
委	員	つける意味があるのですか。
		市民の森は環境創造局が何とかしなければいけないという発想になりますが、と
*	旦	ころが公園になると今度は土木の担当になります。まさに道路ってなると、完全に
委	員	土木の担当になります。ところが、実態として市民から見ると、維持管理をきちん
		とやっていかないといけないのではという意見が最近非常に強く出ています。
委	員	それを市の事務局のどこに投げるのですか。
		とりあえずはここの委員会があるので環境創造局に言っている。そうすると環境
		創造局から公園の管理とか、それから道路の管理という管理部局に話を振っていま
委	員	す。特に最近は環境変化が非常に激しいので。
		そもそもの設置を考えた当時から考えると、非常にやっぱそういうその影響が大
		きくなってきていて、維持管理というのは非常に重要だと思います。
委	員	なるほど。この話は、答申の中に出てくるのですか。
		少し整理をさせていただきたいのですが、我々の方からこういうものが必要だと
座	長	いうことを当初から出してきたのはなぜかというと、やっぱり均等割というものを
/_	IX.	上げるという市民全体に関わるからという、行政の利益が市民全体に及ぶので均等
		割を上げましょう、均等割を上げる時には、やはり特段他の自治体よりも上げるわ

	けなので、それについて監視をするようなものを議会とは別に市民会議という形で作った方がいいのではということで、他県についてもそういうものができたということです。なので、我々は定期的にチェックをしておかしい、我々の当初の目的が果たされていないということであれば注文をつけなければいけないということです。ただ、もう一つの要素があって、県レベルの森林環境税だと、いわゆる生業がかなり関わってくることと、もう一つは税収の使途を監視するために市民会議を作りましょうというのが多いですね。そのため、余計にそこで業界と税収がくっついてしまい、ねじ曲がって私利私欲が出てくるというのが、他県の例で非常に多いです。それがいいか悪いかここでは税収の使途についてはあまりやっていただかないということにしてあって、いわば少し緑全般の行政と連携しつつ行政にも意見を言う位置づけなので、あまり生業云々のところが比較的入りにくいというところがあって、いいことですが、その分税についてのチェックということは、むしろ市民会議の方にはあんまり期待できないので、税制調査会自身、我々自身がやらなければいけないということで現場を見に行っているというのが今までの経緯です。
委員	今度ロール・オーバーするかどうかの話のときに、現状ここまででしたという整理が要ると思います。そのときに、先ほどのみどりアップ計画、それから市民会議、みどり税、よく似たものが並ぶとどう関係があるのかが、答申を読むだけでは分からない、業界人なら知っているけどという状態になってしまうのは、それは答申自体の説得力が低くなってしまうので。三権分立ではないけれども、チェック・アンド・バランスのこういう関係で、その計画とこういう会議体と、それから税制でこういうので超過課税でやっていること、三者間の関係をわかりやすく整理して出してもらうと、読んでいる側からするとわかりやすいと思いますね。
座 長	ちょうど今、御質問いただいてお答えした内容を少しまとめると、報告書で、今 ○○委員に御指摘いただいているところが少し表に出るかなというふうに思います。 他の委員の方々はいかがでしょうか。私の把握しているところですと、先ほど御説明したように、被っているようで被らない部分があり、その中で県レベルのものと違って、やはり税収については税制調査会がきちんと見ないと市民会議はむしろもう少し広いものですよと、みどりアップ計画の方ですよという位置付けかなと思います。
委	その民主主義との関わりが大事だと思いますが、議会と関わりがなくて市民会議やりましょうと、そちらの方でみどりアップ計画をコントロール、評価をしましょうという話になると、では議会は何をしているのか、あるいは議会からすると横から何でそんな話が出てくるのか、とそういうことになってしまう。そこをうまく説明していただきたい。市民会議は独立行政委員会ではないので最終的な責任は首長が負うのでしょう。また、議会も二元代表制の下で責任の一端を担っている。なので、市長事務部局は議会に対して説明責任を負っているわけでしょう。そういう関係になっていてバランスが取れているというまとめ方になると思うが、そういうのが横浜の緑との関わりでグループではないですけれど、相関関係になっていると見せてもらった方が、それぞれの大きな3つの分野の関係がよくわかると思います。
座 長	ありがとうございます。当然、市会の方からしても、おそらく、何で別途検討会 があるのかという話になるので、あくまでこれは均等割の超過課税という特別なこ とをやる場合に、こういうものが求められるという御説明を市会の方にもしないと いけない。報告書で書いていただけたらと思います。

,	
	ありがとうございます。そのうえで県レベルと違ってそういう全般的なことであり、生業にも関わりにくい部分も強いのと、あとは公募の市民の方がしっかりとやっていただいているというところで○○委員に御報告いただきましたので、いかがでしょうか、この部分についてはやはり超過課税をやる上では必須ではあるので存続してほしいと、ただ税収の行方について特にチェックをお任せしているわけではないので、その部分については我々、税制調査会がしっかりやっていくというような位置付けで答申を書いていこうかなと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。
委員	委員の話が出ましたが、これって委員の改選というのは同時に全部やるのですか、あるいは半数改選くらいですか。
みどりアップ推進 部 担 当 部 長	委員の方々の任期は3年ということを規約で決めておりまして、3年で全体を改 選することになっています。継続して委員をやっていただいている方もいらっしゃ います。
委	継続性という点では、今おっしゃったように、継続してその委員の任期、次の任期でもお願いしますというのはありかもしれないし、あるいは癒着が困るという点から考えると、あんまりそのようなことやっているとその利害関係団体、圧力団体になってしまうのでそれも困ると。だからそこのバランスをどう取るかというのをどこで考えるべきですかね。
座 長	我々は、それは意見として出しておくというのはあるかもしれないし、任期の回 数には制限をつけた方がいいとか。
委員	この会議の最大のメリットは透明性だと思うのですよ。それを横からつつかれないようにいかに自律的にコントロールするかというのは大事だと思うので、一つは半数改選かも知れないしもう一つは、再任は2期までしかやらないとか。さっきの町内会の代表の方というのが連合町内会で回しているみたいですけどそれもありですね。実態とみると気になる点もありますが。
座 長	- ○○委員、いかがですか。
委員	結果をお話しすると、利害関係がないと考えられている学識経験者では、再任が 結構行われています。
座 長	○○委員は15年ですよね。
委員	それ以外のところはだいたい原則的には変えるという、具体的にいうとここで出ている関係団体でも変わっていますし、公募市民の方も完全に総入れ替えを毎回やっているというのが実態です。
みどりアップ推進 部 担 当 部 長	
委員	透明性を確保していただきたいですね。
座 長	そうですね。我々の望みは透明性です。
委員	それから、資料2の3ページ、条例からもってきていると思いますが、目的のところで市民参加の組織によりみどりアップ計画の評価及び意見・提案、市民の情報提供云々が出てきて、「評価」という言葉が出てくるのですが、同じ資料6ページ上から2行目「継続したことを評価します。」の評価の使い方が違います。これはちょっと困るのではないでしょうか。3行目にも出てきます。それから次の段落の1行目3つ目の段落の2行目にも出てきます。ここの文章を考えた方は「評価しま
	エロロロンロッ枚件ツムロロにも叫くさより。ここの人早で与んに力は「計画しま

ļ				
				す」という記載は、「良かった」という意味で使っています。一方、条例の方の目
				的の「評価」という言葉は「測定する」という意味で使っています。ちょっと日本
				語が混乱しているので書き分けていただいた方が理解しやすいと思います。
				はい。ありがとうございます。この点については今のようなまとめ方でよろしい
				でしょうか。透明性を確保することを条件に継続をしていただきたいということに
				なります。市会と我々も含めた位置付けをもっと明確にして書いておきたいと思い
			₩	ます。
座			長	どうもありがとうございました。議題の1と2が終了しましたので、環境創造局
				についてはここまでということで、大変にありがとうございました。2回続けて御
				参加いただいて。退出されるようなので、議事は引き続き進めていきたいと思いま
				す。
				- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
				それでは議題の3番目になりますけれども、横浜みどり税と森林環境税等の違い
				についてというところになります。資料3をお出しください。事務局に作っていた
				だきました。おめくりいただきますと1枚目、ここが大事なのですけれど、ページ
				数が振ってあります。1ページになります。我々からすると横浜みどり税と国税森
				林環境税および水源環境税、県税、これの3つの違いを出してみどり税は、何も被
座			長	っていないですよと、独立してやっていますということを伝えたいと、そのために
/ _				今回は2つを分けていただきました。
				課税の趣旨、前回税収の使途による違いということを強調してやっていただい
				て、その結果として、校舎を木造にということでしたが、今回はむしろ課税の趣
				し、ての編末として、役音を不過にということでしたが、う回はむしつ味代の極旨、国税の方について問題点を多く指摘することもできますが、それを分けて書い
				ていただきました。ちょっと簡単に御説明をお願いいたします。
				趣旨については座長からお話いただいたとおりで、次のページで、まず課税の趣
				旨目的による違いというところです。みどり税については、都市化が進む横浜市に いって、 ささのほの とれた には パカス さい は の に
				おいて、市内の緑の減少に歯止めをかけ、緑の保全及び創造に資する事業の充実を
<i>-</i> 0/	111	-3.m	=	図るということで本市独自の理由があるということを強調しております。
税	制	課	長	一方で、森林環境税につきましては、温室効果ガス排出削減の達成や災害補償を
				図るため、森林整備に必要な地方財源を安定的に確保するためということです。県
				の水源環境保全税につきましては、将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定
				的確保を目的として、水源環境の保全、再生に資する事業の充実を図ると、このよ
				うな3つそれぞれの趣旨、目的というものがありますというお話です。
委			員	質問です。この文章はどこから持ってきたのですか。
				それぞれの条例ですとかあるいはそれぞれ自治体、国が発出しているような、説
税	制	課	長	明文書など、両方から持ってきております。出典が書いておらず申し訳ありませ
				λ_{\circ}
委			員	横浜みどり税のこの文書は。この典拠はすごく大事ですよね。適当に作文しまし
女			只	たでは全く意味ないので。
税	制	課	長	我々が公式に市民向けにパンフレット、チラシにおいて使っているもので、もち
イブし	הווו	ா木	汉	ろんベースは条例にあるのですけれども。
				例えば条例を議会に上程するときの条例案で出したのでしょう。そのときは条例
禾		₽		案の上程の趣旨説明を最初にしますよね。その議事録でこう説明していますという
委		員	のが一つ考えられる。もう一つは条例の第1条は目的が書いてあるから、その条文	
				からもってきましたが考えられる。下の2つも一緒ですよね。2つ目の国税の森林
i				

,				
				環境税でありそうなのは、国の税制調査会の答申からもってきました。あるいは衆
				議院に上程するときに、こういうふうに政府委員が、今は政府委員とは言わないで
				すかね、が説明していました。あるいは法律の条文の第1条に書いてあります。パ
				ターンとしてはよく似ていると思います。
邗	生山	≑⊞	E	そういう意味でいうと、みどり税の方は、後段の、緑の保全および創造に資する
税	制	課	長	事業の充実を図るというのが条例第1条で掲げている趣旨になります。
委			員	そこしか書いていない。
税	制	課	長	はい。それではちょっと言葉が足りないということで足しています。
委			員	合成してはだめですよ。
			≓	○○委員、これ資料とすると出典が大事なのですけれど、我々の意見書に書くの
座			長	であれば、我々の意見として別に書いてしまってもおかしくはないですね。
工.				いや、それはだめですよ。立法者でもない審議会が制度趣旨を勝手に別の趣旨で
委			員	説明してはだめですよ。
座			長	別にこれは法律を説明するものではないので。
委			員	みどり税は条例ですよ。
				それぞれどの税でもいいのですけれど、我々委員がこういうふうに判断していま
座			長	すということを書けばいいのが報告書なので。
委			員	いや、それは違うのでは。
				なんといいますかね、審議の材料とすると出典が大事なのですが、結果として報
座	卒		長	告書にまとめるときはそれをそのまま写す必要はなくて、国はあんなにいい加減な
				ことを言っているわけですから。
委			員	いい加減です、と書けばいいのではないですか。
座			長	ですから、それが我々の意見になってしまう。
-				別に太鼓持ちする必要はないのであって、国はこう言っていますと、カット&ペ
委			員	ーストで貼り付ければいいわけですよ。
座			長	ただこれは、はっきり言っていい加減ですと書くわけです。
委			員	それは後の評価の話ですよね。事実の認識と評価は別です。
				そうです。ですから、審議の材料とするとこういうものを出していただくのはい
座			長	いのですけれど、その後それをどう評価するかは我々がすることです。
				評価はもちろんね、座長のおっしゃるとおり。これはこの趣旨で出来上がってい
一.			ь	ますというのは条例に書いてあるか、議会への上程か。あるいは政府税制調査会で
委			員	あるとかここだとかいう諮問機関がなんて言ったか、それで立法趣旨は決まるので
				あって。
			=	ですから、今例えばですが、みどり税について後段の部分は条例に書いてありま
座			長	す。これだと足りないので我々前を付け加えますということ。
委			員	だからそこを合成しては駄目です。
座			長	いいのではないでしょうか。
				条例はこう書いてあります。もともと提案した我々はそれよりも広くて、前の減
委			員	少に歯止めをかけるというのも趣旨として答申しましたと書けば、それは事実で
				す。
	•••••			そうです。ですから、みどり税について別にこれ、今ここに書いてあるのは出典
座			長	ではありませんので、我々の意見も含めて、意見の案だと思っていただければ結構
				です。
				

·				
委			員	だから、合成しては駄目だと思うのです。それは立法者の頭ごなしに立法趣旨を 歪めてしまうから。
座			長	であれば別に分けて書いてもいいのですけれども、条例にはこう書いてあるけれ ども、我々とすると足りないのでこれを付け加えますということなのです。
				例えば我々のところで一番の典拠になるのは、みどり税をやったらどうですかっ
委			員	て提案した研究会時代の答申の中に、前半部分が書かれていれば、それを引っ張っ
				てくればいいわけですよ。
座			長	書いてありますけれども改めてこれは、委員がおっしゃっていることを守ろうと してもいいのですけれど、このアンダーラインの部分は引っ張ってきているわけで
产			尺	す。
-			——————————————————————————————————————	なるほど。しかも、「歯止めをかける」の部分の典拠と後ろの「保全および創
委			員	造」の典拠は違うわけですね。
				そうです。その部分を引っ張った上で、これでは足りないと、3つの違いを明ら
座			長	かにしていないので、我々、今回の審議ではこれをつけ加えて意見として市長に出
				しますということで書くわけですから。
委			員	後半部分は評価の話だから、これからやればいいことだと思います。
座			長	ここにあるのは、その結論の原案だと思ってください。
委			員	それは結論の部分で書けばいいのではないですか。制度趣旨、目的がこうだと言われると、普通は私がさっき説明したようなところを見るのが普通だと思います。
安			貝	合成してこうです、というのは書けないですよ。
				先ほど座長に言っていただいたような、条例上は下線の部分しか書いていませ
主	税	部	長	ん。
委			員	それは、条例はこういっています、でいいのではないですか。それも事実です。
				当初、○○委員が一番最初にこの条例をやるときの制度趣旨みたいな説明をして
主	税	部	長	いたのは、市内の開発圧力が云々と書いてありますが、正直いうと今そういうのを
	106	ΗР	X	ここで書けるかというと、制度創設当初より開発圧力というのは、ちょっと時代的
				に変わってきているのかなというのがありまして。
委			員	それは歴史的事実としては掲げるべきだと思いますよ。
主	税	部	長	そう思いますけれど、この検討に当たってということでございますので。
-			ь	だからなおさら大事なのですよ。今あるのはこういう立法趣旨だったのですよ。
委			員	制度趣旨だったのですよということを正確にまず把握しなきゃならないのではない
				ですか。 それは否定しないのですけれど、今回の検討に当たっての言い回しとしては、文
主	税	部	長	章の最初に加えさせていただいた都市化が進む横浜市、というものになります。
				ですから、それは次ステップですよね。今あるものと、その次に移行するときの
委			員	話とは別だということですね。
主	 税	部	長	制度創設当初は、開発圧力云々というのは当然事実としてありましたので。
ьti			F	先ほども途中で言ったのですけれど、時間の節約のために、これ要は答申の案を
座			長	お出ししています。
委			員	だから私の意見としては、その合成せずに切り分けてほしい。
				最初の資料はそれで別に作り変えてもいいのですけれど、原案としてこういうも
座			長	ので分けたいのですがいかがでしょうかということをお示ししているのです。それ
				で、なかった部分を付け加えていただいたのです。

度 目 101加えにというかで。これは全部及がおっしゃっていただいたように昔のそのままがの張ってくると、乱開発などの文章になってしまうので、それを今言えないので、添加化が進むという程度に丸めていただいたということです。これが残れの識を出るところの出典ですということなので、ないところは我々の意見としてつけ加えましょう。もうちょっと国模なんか悪口言ってもいいのですがこの程度にとどめておいて、	禾			戸	付け加ラをしいらかじこかかと挟ってキなわけですか
度引っ張ってくると、乱開発などの文言になってしまうので、それを今言えないので、都市化が進むという程度に丸めていただいたということです。これが我々の強悪してころの出典ですということなので、ないところは我々の意見としてけ加えましょう。もうちょっと国税なんか悪口言っていますというのが第1段階の認識であって、それに対していいかどうかという話は、第2段階で我々はしなければならないのですよ。 「は○○委員のおっしゃるとおりやりましょう。時間が足りないのですが、アンダーラインのないところは消していただいて値審議ください。私の意見からすると、前を付け加えてくださいということになります。と、前を付け加えてくださいということになります。と、前を付け加えてくださいということになります。 歴 長 青 世めをかけ、は人っていません。	委			員	付け加えたというかどこかから持ってきたわけですね。
要していますというのが第1段階の認識であって、それに対していいかどうかという話は、第2段階で我々はしなければならないのですよ。 では○○委員のおっしゃるとおりやりましょう。時間が足りないのですが、アンダーラインのないところは消していただいて御審議ください。私の意見からすると、前を付け加えてくださいということになります。 横浜みどり税の条例を見ると、アンダーラインの縁のところから書いているのですけれど。	座			長	ま引っ張ってくると、乱開発などの文言になってしまうので、それを今言えないので、都市化が進むという程度に丸めていただいたということです。これが我々の議事の結果としてこの3つで分けたらいかがでしょうか。アンダーラインが引いてあるところの出典ですということなので、ないところは我々の意見としてつけ加えましょう。もうちょっと国税なんか悪口言ってもいいのですがこの程度にとどめてお
度 長 ダーラインのないところは消していただいて御審議ください。私の意見からすると、前を付け加えてくださいということになります。	委			員	悪口は次の評価の話。彼らはこう言っていますというのが第1段階の認識であって、それに対していいかどうかという話は、第2段階で我々はしなければならない
 要 長 歯止めをかけ、は入っていません。 委 員 それはどこから持ってきていますか。 座 長 これは我々がしょっちゅう言っているけれど、どこかの文章から。 	座			長	ダーラインのないところは消していただいて御審議ください。私の意見からする
要 員 それはどこから持ってきていますか。 座 長 これは我々がしょっちゅう言っているけれど、どこかの文章から。 委 員 下線はどこからか引用してきたというのを徹底していただきたい。 主 税 部 長 そうですね。○○委員の御指摘の通りですと、緑の保全及び創造に云々という部分が引用部分になります。 委 員 それが条例からきている部分ですか。 主 税 部 長 そうです。 前半部分は研究会の答申が何かの、趣旨はこうだ、とはいえるわけですよね。それはありだと思います。 税 制 課 長 あと、議会へ我々が資料として公式に提出している説明文の説明資料ですね。 委 員 条例の上程のときのですよね。 主 税 部 長 そうです。 委 員 ではそれも当然使えるのではないですか。 主 税 部 長 線の引き方は○○委員のおっしゃるように異なっていますので修正します。 せめてそういう線の引き方は、きちんとしてください。言った、言わない問題になりますので。 さっきから言っているように、足りないものがあれば今出していただいて、答申とするときにつけ加えていきますので。3つの税の違いについて必要なキーワードを入れて出していただければ。 委 員 この国税の環境税の文章はどこから持ってきたのですか。税調の答申ですか。 国の方で公表している資料がありまして、地方税関係資料ハンドブックというのがありまして、総務省のホームページにも上がっているもので、森林環境税、森林環境譲手税の制度設計というパワーポイントの資料があります。これは公式に国の	委			員	
度 長 これは我々がしょっちゅう言っているけれど、どこかの文章から。	座			長	歯止めをかけ、は入っていません。
 要 員 下線はどこからか引用してきたというのを徹底していただきたい。 そうですね。○○委員の御指摘の通りですと、緑の保全及び創造に云々という部分が引用部分になります。 委 員 それが条例からきている部分ですか。 妻 税 部 長 そうです。前半部分は研究会の答申が何かの、趣旨はこうだ、とはいえるわけですよね。それはありだと思います。 税 制 課 長 あと、議会へ我々が資料として公式に提出している説明文の説明資料ですね。 妻 例の上程のときのですよね。 主 税 部 長 そうです。 責 ではそれも当然使えるのではないですか。 主 税 部 長 線の引き方は○○委員のおっしゃるように異なっていますので修正します。 せめてそういう線の引き方は、きちんとしてください。言った、言わない問題になりますので。 さっきから言っているように、足りないものがあれば今出していただいて、答申とするときにつけ加えていきますので。3つの税の違いについて必要なキーワードを入れて出していただければ。 委 員 この国税の環境税の文章はどこから持ってきたのですか。税調の答申ですか。国の方で公表している資料がありまして、地方税関係資料ハンドブックというのがありまして、総務省のホームページにも上がっているもので、森林環境税、森林環境議与税の制度設計というパワーポイントの資料があります。これは公式に国の 	委			員	それはどこから持ってきていますか。
主 税 部 長 そうですね。○○委員の御指摘の通りですと、緑の保全及び創造に云々という部分が引用部分になります。	座			長	これは我々がしょっちゅう言っているけれど、どこかの文章から。
 ・ 税 部 長 分が引用部分になります。 ・ 支 税 部 長 そうです。 ・	委			員	下線はどこからか引用してきたというのを徹底していただきたい。
主 税 部 長 そうです。 前半部分は研究会の答申が何かの、趣旨はこうだ、とはいえるわけですよね。それはありだと思います。 私 制 課 長 あと、議会へ我々が資料として公式に提出している説明文の説明資料ですね。 委 員 条例の上程のときのですよね。 主 税 部 長 そうです。 委 員 ではそれも当然使えるのではないですか。 主 税 部 長 線の引き方は○○委員のおっしゃるように異なっていますので修正します。 せめてそういう線の引き方は、きちんとしてください。言った、言わない問題になりますので。 さっきから言っているように、足りないものがあれば今出していただいて、答申とするときにつけ加えていきますので。3つの税の違いについて必要なキーワードを入れて出していただければ。 委 員 この国税の環境税の文章はどこから持ってきたのですか。税調の答申ですか。 国の方で公表している資料がありまして、地方税関係資料ハンドブックというのがありまして、総務省のホームページにも上がっているもので、森林環境税、森林環境額与税の制度設計というパワーポイントの資料があります。これは公式に国の	主	税	部	長	
 	委			員	それが条例からきている部分ですか。
 競制課長あと、議会へ我々が資料として公式に提出している説明文の説明資料ですね。 委員条例の上程のときのですよね。 主税部長そうです。 妻の引き方は○○委員のおっしゃるように異なっていますので修正します。 せめてそういう線の引き方は、きちんとしてください。言った、言わない問題になりますので。 さっきから言っているように、足りないものがあれば今出していただいて、答申とするときにつけ加えていきますので。3つの税の違いについて必要なキーワードを入れて出していただければ。 委員この国税の環境税の文章はどこから持ってきたのですか。税調の答申ですか。国の方で公表している資料がありまして、地方税関係資料ハンドブックというのがありまして、総務省のホームページにも上がっているもので、森林環境税、森林環境譲与税の制度設計というパワーポイントの資料があります。これは公式に国の 	主	税	部	長	そうです。
 委員条例の上程のときのですよね。 主税部長ろうです。 すだそれも当然使えるのではないですか。 主税部長線の引き方は○○委員のおっしゃるように異なっていますので修正します。 せめてそういう線の引き方は、きちんとしてください。言った、言わない問題になりますので。 さっきから言っているように、足りないものがあれば今出していただいて、答申とするときにつけ加えていきますので。3つの税の違いについて必要なキーワードを入れて出していただければ。 この国税の環境税の文章はどこから持ってきたのですか。税調の答申ですか。 国の方で公表している資料がありまして、地方税関係資料ハンドブックというのがありまして、総務省のホームページにも上がっているもので、森林環境税、森林環境譲与税の制度設計というパワーポイントの資料があります。これは公式に国の 	委			員	
主 税 部 長 そうです。	税	制	課	長	あと、議会へ我々が資料として公式に提出している説明文の説明資料ですね。
変 員 ではそれも当然使えるのではないですか。 主 税 部 長 線の引き方は○○委員のおっしゃるように異なっていますので修正します。 せめてそういう線の引き方は、きちんとしてください。言った、言わない問題になりますので。 さっきから言っているように、足りないものがあれば今出していただいて、答申とするときにつけ加えていきますので。3つの税の違いについて必要なキーワードを入れて出していただければ。	委			員	条例の上程のときのですよね。
主 税 部 長 線の引き方は○○委員のおっしゃるように異なっていますので修正します。 せめてそういう線の引き方は、きちんとしてください。言った、言わない問題になりますので。 さっきから言っているように、足りないものがあれば今出していただいて、答申とするときにつけ加えていきますので。3つの税の違いについて必要なキーワードを入れて出していただければ。 委 員 この国税の環境税の文章はどこから持ってきたのですか。税調の答申ですか。 国の方で公表している資料がありまして、地方税関係資料ハンドブックというのがありまして、総務省のホームページにも上がっているもので、森林環境税、森林環境税、森林環境譲与税の制度設計というパワーポイントの資料があります。これは公式に国の	主	税	部	長	そうです。
 せめてそういう線の引き方は、きちんとしてください。言った、言わない問題になりますので。 さっきから言っているように、足りないものがあれば今出していただいて、答申とするときにつけ加えていきますので。3つの税の違いについて必要なキーワードを入れて出していただければ。 この国税の環境税の文章はどこから持ってきたのですか。税調の答申ですか。 国の方で公表している資料がありまして、地方税関係資料ハンドブックというのがありまして、総務省のホームページにも上がっているもので、森林環境税、森林環境税、森林環境・税の制度設計というパワーポイントの資料があります。これは公式に国の 	委			員	ではそれも当然使えるのではないですか。
変 見 なりますので。 さっきから言っているように、足りないものがあれば今出していただいて、答申とするときにつけ加えていきますので。3つの税の違いについて必要なキーワードを入れて出していただければ。	主	税	部	長	線の引き方は○○委員のおっしゃるように異なっていますので修正します。
座 長 とするときにつけ加えていきますので。3つの税の違いについて必要なキーワードを入れて出していただければ。	委			員	
国の方で公表している資料がありまして、地方税関係資料ハンドブックというのがありまして、総務省のホームページにも上がっているもので、森林環境税、森林環境譲与税の制度設計というパワーポイントの資料があります。これは公式に国の	座			長	とするときにつけ加えていきますので。3つの税の違いについて必要なキーワード
企 画 係 長 がありまして、総務省のホームページにも上がっているもので、森林環境税、森林 環境譲与税の制度設計というパワーポイントの資料があります。これは公式に国の	委			員	この国税の環境税の文章はどこから持ってきたのですか。税調の答申ですか。
		画	係		国の方で公表している資料がありまして、地方税関係資料ハンドブックというの がありまして、総務省のホームページにも上がっているもので、森林環境税、森林 環境譲与税の制度設計というパワーポイントの資料があります。これは公式に国の
座 長 それはどこが出しているものですか。	座			長	
企 画 係 長 これ自体はですね、地方財務協会が出しているのですけれど、総務省のパワーポ	企	画	係		

				イントを集めたものです。
				細かいことを言うと、省庁によって言うこと全然違うことを言うので、国税分は
座		長	長	全部書いているとキリがありません。
委			員	だからこの文章はどこに書いてあるかどうかは書かれていればいいですよ。
税	制	課		出典ということですか。
		1914		そうです。それが思いっきりに外れていると話にならなくて、せめて国税ですか
委			員	ら財務省かあるいは、税制調査会か、衆議院の提案理由か、そのあたりですよ。
企	画	係	長	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律は総務省所管なので。
委			員	であれば総務省ですね。
企	画	係	長	総務省のこの資料は、公式見解としては正しいのだろうと思います。
				公式見解ですよね。そこは良かれ悪しかれ公式見解ですから。制度趣旨をどう説
T .			ь	明しているかというのは、けしからんと思ってもあちらはこう説明しているとしか
委			員	言いようがないわけです。ただそのハンドブックはちょっと根拠にはならないと思
				いますよ。
_	:	II.	≓	これはハンドブックになっているだけのものですけれど、国の方でホームページ
企	画	係	長	にあげている資料を見やすくまとめて冊子にされているという類のものです。
				税調の答申の中に書いてあれば、そのページ指定してくれると一番いい。「税調
				答申」という形式が重要です。それか今衆議院の議事録はウェブで見られるので、
				そのときの提案理由。政府委員がどう説明しているか、その一文で出てくればベス
				トですよね。立法機関である国会に対して内閣がどう説明して法律の制定を求めた
				から。オーソリティのある典拠を書いてほしいです。どっかの解説書に書いてあり
				ましたではなくて。解説書は役所が書いても解説書です。唯一の例外は、いわゆる
委			員	立法担当官と総称される、法案の起案をした行政官がした解説ですね。年度ごとの
				「改正税法のすべて」というような冊子が刊行されていて、国税、地方税で担当官
				が解説しています。制度趣旨といわれると、ここはすごく厳密な話なので。もちろ
				ん、それと、評価は全く別です。私は座長がおっしゃる「評価」はとても重要だと
				思っていますので、答申には「評価」は必ず入れていただきたい。3つ目の県税
				は、ありそうな文章だけど、県の条例の1条くらいに書いてありそうですが、県税
				の研究会は今動いているのですか。
主	税	部	長	動いていないようです。
委			員	そうすると県議会の上程のときの理由かどちらかということですよね。今はいい
				ので、オーソリティのある典拠で書いてほしいです。
税	制	課	長	このページは事務局の方で調整させていただきます。
委			員	それでいいです。
				答申の中では3つ書き分けた方がいいのではないですか。
座			長	それがこれです。
				次のページで、使途の方も整理させていただいております。みどり税の方はこれ
				まで説明してきたとおりでございますが、2番目の国税の方ですが、市町村として
	制			は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及び
税		課	長	その促進に関する費用に充当するということで、横浜市では市立小中学校の建替・
				改修、公園等の市民利用施設の改修等において「木材利用の促進」に活用しており
				ます。都道府県につきましては、まちまちなのですけれども、森林整備を実施する
				市町村の支援等に関する費用に充当するとされております。
				最後に、水源環境保全税については、神奈川県西部の水源保全地域における森林

		の保全・再生等事業に充当されているということで、細かい仕組みは括弧の中に記
		載しているとおりでございます。使途としては以上で整理しております。
		このような書きぶりで、違いますということを言おうと思っておりますが、不足
座	長	するようなキーワード等々があれば補足していただければと思いますがいかがでし
		ようか。
委	員	先ほどと一緒で、典拠をいれてください。どこでこの使途を決めているのか。
		○○委員こだわるようですけど、意見書にどういう形で書くかなのですか、メイ
座	長	ンで書かなければならないのは我々の意見です。
委	員	もちろんそうです。
		ですので、出典にこだわるのはわかるのですが、それをそのまま書くわけではな
座	長	いので。あくまで我々の意見をミックスして書くので。
		認識と評価は別ですね。評価のときにこの3税はそれぞれ相互に似て非なるもの
委	員	ということが言えればいいので。そのときに違いはここです、ということの正確な
	- 1	見極めは、元がこうなっているから違うのですというのが大事です。
		おっしゃっていることはそのとおりなのですけれど、意見書にこれを書くという
		ことではないので、出典は今この時点では大事なのですが、出典を書かなければい
		けないとすれば、注を付けるかという話なのですが、その程度です。ただ、注を書
座	長	いてもそこで我々の意見を付加しているわけですから、引用ではないので、そこの
/		部分は必ずしも言っていることを書いているわけではないですよということになり
		ます。あくまでも注です。答申は我々の意見をミックスして書いているわけですの
		で。我々はこの3つをこういうふうに区別しましたということで答申を書きます。
委	員	それは評価ですよね。
		そうです。それ以上書くことはないので。我々はこのように、この2点について
座	長	それぞれ3税を区別しているので違います。横浜みどり税は別に屋上屋ではありま
/		せんと。
委	員	もちろんそれは当然です。
Д		元の資料に関して、正式な文章を注とか参考資料で置いておくのは、答申ではあ
委	員	まりしないですかね。
		そこまで必要かどうかということになりますが、我々に対する信頼感が薄い場合
		には必要になるかと思います。勝手なことを言っていないぞということであれば。
		ただ、我々が言っていることが妥当であれば、そこまで厳密にやる必要があるのか
座	長	ないのかという。
产	尺	ないのかこいう。 皆さんに次回原案をお読みいただいて、どうするかまた御判断いただければとい
		うふうに思います。おおよそ分けるのは今のように2点に分けて、趣旨と使途にわ
		フゕラに恋います。おおよて切りるのはすのように2点に切りて、極首と使歴にわ けたうえでそれぞれが違うというところです。
		リード文の一番の囲みに書かせていただいている、それぞれの課税目的に沿った 事業等に充当できるように使途が整理されているというところがメッセージになり
税制課	長	事業等に充当できるよりに便速が登埋されているというところがメッセーシになります。
化	文	^{まり。} 一枚目の方は、横浜みどり税の課税の趣旨・目的は、森林環境税、水源環境保全
		税とは異なっているというところがこちらのメインメッセージです。
委	員	すみません一点だけ。使途の間に、目的税ではないというのがありますよね。基
Tit.		金で管理しているわけですよね。そこはコメントはいらないのでしょうか。
座	長	こちらの使途の方ですね。
委	員	これですと、ちょっと目的税っぽい感じですよね。

				ないというので、小学校の木造家屋と書いたのですけれど、世の中から見ると横浜 市が頑張っているというふうに見えすぎるのもどうなのかなと思っています。
				でも基金に積んで文句言われているところがいっぱいあるので、そこからする
座			長	と、先に言ってしまったもの勝ちだと思います。
				あのときは間違っていなかったと思いますし、よかったと思うのですけどそれが
委			員	逆に目立ちすぎていることはないのかなという心配です。そうではなくて、もう紛
				れてしまっているのであればこの書きぶりの順番でいいかなと思います。
座				似たようなことを他でもやっていますね、使い道がないので。
主	税	部	長	川崎市などは似たような形でやっています。
委		11-	員	横浜ばかりが木造小学校を頑張っているというわけではないということですか。
主	税	部	 長	そういう感じではないですね。
座		- H-1-	長	それに対する批判もあんまり聞いたことがないので。
委			員	そうですよね。あのときはすごい恐怖心が強かったけれど、ふたを開けたら。
座				結果オーライかなという気はします。
委			員	そうです。それであればこのままで問題ないかと思います。
				はい。先ほども少し言ったように、教育施設に限定しないで、川下対策と書いて
				おきたいと思います。
				はい。それでは最後の議題です。いよいよ我々の核心部分です。端的に言えば税
			E	率になります。前回課税の手法、課税根拠、課税期間については御審議をいただい
座			長	て御意見いただいていますので、現行税制の検証というところで終わっていますの
				で、1ページ目の下のところですね。次期計画における次期充当候補事業の検証を
				踏まえた税率のあり方というところです。原案をお出しいただいていますので、簡
				潔に御説明ください。
				税率の試算ということでまとめさせていただいております。これからの緑の取組
				原案に掲げられた事業のうち、横浜みどり税を充当すべき事業を精査した結果、そ
				の必要財源額は5年間で142億円と積算されました。これは環境創造局が今まで御
				説明してきたとおりでございます。
				2つ目で、現行の横浜みどり税の個人・法人間の負担割合は、個人100円につき
				法人1%相当額を採用ということで、こちらも前回、これで良いと御議論をいただ
				いたかと思っております。
				最後の丸のところですが、仮に、横浜みどり税の必要財源額である約142億円を
				市民税均等割超過課税によってまかなうこととした場合、個人の税率は、900円、
-C)(rtt	3m		法人は規模等に応じた均等割額の9%相当額と試算されるということで、まとめて
税	制	課	長	おります。142億円を横浜みどり税で賄おうとすると、現行と同じ個人900円、法人
				9%で賄えるという試算を行ったということが書いてございます。
				一番下に参考と小さく書いてあるのですが、仮に、税率を個人100円分及び法人
				1%相当額分を増減させた場合、税収見込額の変動幅は5年間で約16億円という試
				算がございます。前回、値上げした場合又は値下げした場合どうなるのかと御発言があったかと思いますが、100円上げるごとに5年間で16倍円増収になり、下げた
				があったかと思いますが、100円上げるごとに5年間で16億円増収になり、下げた場合はマイナスにはたらくという説明をさせていただいております。それから次の
				場合はマイナ人にはたらくという説明をさせていたたいでおります。 てれがら次の ページ、前のページは前回の資料を再掲しているものですが、そこに試算結果をあ
				マーン、前のペーンは前回の賃付を再摘しているものですが、そこに武鼻指来をあ てはめるとこうなりますというものでございます。
				したがって、事務局案ではなくて、税率をどう考えるかというのは、この後の委
				したかつく、事務局条ではなくく、税率をとり考えるかといりのは、この後の姿 員皆様方の御議論に委ねるものではございますが、前回の資料に今回の試算結果を
				貝白冰ルツ岬硪冊に安44のカツではこさいまりが、刖凹り貝件にう凹り武昇指未を

!				
				当てはめてみるとこのような形になると、このような形で外にでていくということになるというました次料でございます。説明は以上でございます。
				になるというものを表した資料でございます。説明は以上でございます。
				はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。これは我々の一番の注目され
				る部分です。現行のままということが書かれていて、我々これを要は答申としてい
				うのが正しいかどうかという点についてです。ちなみに前回、変化させるシミュレ
				ーションも必要ではないかということで、オールリセットも含め考えているという
座			長	ことを言っている立場からすると、税率を変化させた場合にどうなのかというよう
,	<u></u>			なこともやったらいかがかということで、今回、事務局の方では、1%動かすと16
				億円というところで出していただきました。ここで留めるのかそれとも前回もあっ
				たように、増税、減税する方の理由がちょっとなかなか難しいですけれども、例え
				ば1%増税をした上で、起債償還に備えるのも必要ではないかといったことを書く
				か書かないかというところになります。いかがでしょうか。
委			員	ポイントは充当すべき事業を精査したというところですよね。
座			長	そうですね、まず一つは我々評価したというのが。
				この文章だとブラックボックスになっているから、何がどうなっているのかさっ
委			員	ぱりわからないと。いきなり必要財源額が142億円だっていわれてしまうという、
				この文章で答申を書くのでしょうか。
座			長	何か御意見がございましたら。
				平たくいえば充当すべき事業の中身、全部並べるのは無理だとしても、さっきの
				みどりアップとのかかわりで、これくらいのことは継続してやりたい、それを全体
委			員	に伸ばして、プロラタくらいでまた伸ばせばいいと思いますけれど、伸ばすと142
				億って書けば、一応の事業の規模を想定しながら、しかも、かなり具体的に過去の
				実績を見ながらやっているのですね、という説明にはなると思います。
座			長	○○委員からするとこの精査のところをもうちょっと書いた方がいいと。
委			員	充当すべき事業。
座			E.	充当すべき事業の精査という部分を、我々がきちんとここ2回ぐらいでやったよ
坐			長	うに、こういうことも見ましたというのを書いて。
				だから過去の支出先を評価してOKでしょう。それにフィードバックすると、5
壬			旦	年で142億、それを税率に戻すと現行でいけますよ、という説明の順番かなという
委			員	気がします。入口のこの文章だともうブラックボックスなので、全然信用できない
				というか、訳がわからない文章だと。
1 111			Ħ	事業部門の方もブラックボックスに見えますし、我々もいい加減に流したという
座			長	ふうに見えるかなというので、少しその部分を書きましょうと。
1 14	生山	⇒H1	Ħ	材料としては縷々環創が説明してきたものとしてありますが、確かにそうです
税	制	課	長	ね。
座			長	これ要点のみですよね、今回。
委			員	ええ、そこはだから具体的に。
				この部分はこの2回くらいの議事でどういうことやったというのを1ページぐら
				いに膨らませて書くと。それを精査した結果として、過去の実績と今後の5年の予
				定を聞いた上で142億円の積算ということで理解したみたいな。評価ではなくて理
座			長	解ですねその場合は。その理解の上で、それを税率に換算をすると現行のとおり
				に、個人900円で、法人9%というところでまかなえるというふうに判断をした
				と。さらにその上で、追加で税制調査会とすると、単純に現行のままでいいか悪い
				かも含めて検討をした結果として、1%変化させるといくらの変動が生じるのかを
<u> </u>				

		事務局から提出をしていただいた。ここで場合によっては今までの買取事業が起債
		によってまかなわれている割合が高いということであれば、1%増税、増税という
		か税率を引き上げて1%分を起債償還のための調整基金に積んでおくことも悪いこ
		とではないと考えるみたいな。書くか書かないかですけど
委	員	そこは起債の償還がみどり税を財源にしていいということが前提ですよ。
座	長	そうなってしまうのですよね。これが今回書けないかどうか。次回かな。
		ちょっと、説明の理由がね。一般財源からあれだけ入って見せられると、起債の
委	員	部分だけみどり税だけで償還してくださいって言いにくいよね。結局市民の負担で
		はありますが。
		そうです。おっしゃる通りです。財政局からすると多分書いてあった方がありが
座	長	たいと思います。さすがにそこまでまだこの時点でこの短い審議でみどり税充てて
		いいっていえるかどうかというと、ちょっと我々はまだ待ちかなと。
委	員	それはそうでしょう。
		ですので、今、事務局の方でやっていただいたようにあくまで参考で、我々こう
- 	E	いう審議もしましたよと、ちゃんとこれは出していただいた上で、ただそれが何の
座	長	目的かということは書かずに、税率の変化についても何通りかパターン、シミュレ
		ーションをしたと。
		どれくらい影響があるのかということですよ。できることができなくなるのと、
丁.		できなかったことができるようになるのと。それから、この白丸3つの順番という
委	員	か、2つ目はいらないですよね。一番目は、今後の事業規模、3つ目はそれを賄う
		ための財源の話で。
座	長	これは必要らしいです。
委	員	2つ目の白丸も?
		個人900円、法人9%の前提、個人・法人の負担割合を、例えば個人900円・法人
税制課	長	5%ではだめなのかとか、そういう議論になってしまいますので。2つ目を入れて
		おく必要があります。
L	長	ちょっと順番は二番目というのは違うと思いますけど。次のページでもいいかと
座		思うのですけれど。
工	員	それか参考の中でもいいですよね、参考の1、2で。だってロジックの順番が全
委		然違うので。
ı÷	=	そうです、それはおっしゃるとおりです。二番目は、ですから今のように質問が
座	長	出てもこれ答えに窮するので、この点はさすがに我々も。
壬	ы	当然のように書いておく。それは賛成。それは賛成だけど、ロジックとして見る
委	員	となんで二番目にこんなことが出てくるというのがわからないので。
		結構議論になるのが法人1%というところが、前回もあったようです。だから個
委	員	人100円のところはあまり議論にならないらしいのですよ。法人1%のところが議
		論になるので、書いておいてほしいわけですよね。
≠	員	それは3つ目に書けばいいのではないでしょうか。二番目と三番目ひっくり返し
委		て。
座	長	そうです。
委	員	それがいいかもしれない。
≠	ь	そういう意味です。消してほしいと言っているわけではなくて、ロジックの順番
委	員	が違うと言っているのです。
*		4

		フェベント フトのナンサンス ハハモロのニューション 一正日 二正日 ユ
委	員	そうですね。それの方が確かに、○○委員の言うとおりで、二番目と三番目を入
		れ替えておいた方がいいような気もしなくもない。
座	長	そのとおりでいきます。はい。唐突感が否めないので。
委	員	法人1%相当額というのは書かないとだめですよね、絶対。
税制課	長	はい、そうですね。
座	長	この部分はもう従来通りに同じ比率でいきます。この比率は変化させません、といったことを書いておいた方がいいですかね。
委		座長、よろしいですか。
	員	
座	長	はい、どうぞお願いします。
委	員	私個人としては、今回、事業の精査は十分に行った気はしていません。この割合 34%に増えることなど、議論しきれていないと思います。
座	長	はい。これはもういつもこういう委員会になると必ずなんですが、最後、答申を出さざるを得ないので、それとの頃合いの見方。他の県なんてもう新聞記者を前に大ゲンカしたこともありますけど。やっぱりそこまでちゃぶ台ひっくり返してもしょうがない部分と言ってはいけないのですけれど、そういった部分もありますので、多少は少し妥協していただかなきゃいけないかなというところと、あと何をやるか、具体的にこれが必要で、まだやり残しがあるというのであれば、最後またちゃぶ台ひっくり返してもいいのですけれど、なかなか今の現時点でいうとあれが足りない、どれが足りないのだろうとちょっとよくわからない部分もあるので、むしろ何か特定のここは引っかかるのだというのがあれば、そこはやめるべきということもできますし。
委	員	だからどういう資料を載せようとしているのかたたき台がないので、コメントしよ うはないのですが。
座	長	概ねここまでやったことをなぞるしかないです。
税制課	長	ちょっとまた後で説明させていただきますが、答申の骨子案は、次の23日の前の 段階で少しやりとりを皆様とさせていただければなと思っているので、その中で○ ○委員の今の内容につきましても、多少議論はできるのかなと。答申がどんな感じ になるかというのは、23日を待たずに皆様には見ていただこうかなと思っているの で。
座	長	むしろこの段階でいうと、○○委員の方でどうしてもここがもう引っかかってしょうがないというのがあればお出しいただければ。
委	—————————————————————————————————————	前回のときよりも、今回の方が議論が足りていないとは思います。
座	長	はい、今回は当初想定より回数が少なかったので、前回はみどりアップ計画の全体を我々審議する時間がありましたが、今回は審議時間が前回よりも限られています。みどり税充当事業を中心にどう判断するのかというのは、当然絡んでいますので、もうこれは森林環境税だろうがなんだろうがどこの県でやっても同じことで、ここの税金の部分だけ見てもなかなかものがちゃんと見えないというのは正直なところで、ただその中でも今回初めて出てきたように、今までの買取りの面積なんか初めて出てきたわけですから、これをなくして我々今まで何をやっていたのだろうと正直思うのも事実です。
委	———	それはそうですね。段階的に知識は深まっているわけですけれど。
委	員	前の回ですか、そのもう一つ前かに事業局の方に聞いたら、事業規模が最初に決
		まって財源確保はその次ですという話でしたよね。あれはちょっとやめてほしいと

思います。あれを言われるともうコントロールが効かなくなるの	
保できる中で、一般財源とあるいは国費や借入金を起こしてどこ	
張っていますと説明してもらわないと。やりたいことやっている	のでお金だけ出し
てほしいというのは、ちょっと響きが悪いですよね。	
座 長 そういう見方もありますね。	
それもあるので今回、市側の方で最終的には事業費全体を精査	こした上で、当初の
主 税 部 長 素案から原案で80億円弱くらい事業費自体が下がっているので、	市としては○○委
員が言っていただいた形を、ちゃんと市としてやっているという	形です。
財政局サイドではそうですよね。それは概算要求を丸呑みする	人はいないですか
要 員 らね。	
あくまで我々はみどり税充当事業に絞って審議を行いました。	ですから「充当す
を 長 べき事業を精査」と書いてあります。	
「を」の意味が違うのですね。私は充当すべきかしないかを精	査すると読んでい
委 員 ました。そうではなくて、充当すべき事業が最初にあって、それ	をよく見ましたと
いう意味なのですね。	, _
座 長 そういうことです。この充当すべき事業かどうか外との関係は	
委 員 みどり税充当事業に限定し、検討した結果ということですね。	
そういうことです、我々は過去の実績とこれからの予定を聞い	たと。その上で財
座	7000 000 200
委 員 それはありでしょう。	
委員 それは事実だと思います。	
ま現にはこだわっていきますので、よっぽどもうこれがおかし	いというのがたけ
座	
委 員 あとは出す資料ですよね。どういう報告書になるかによります	-i+ ゾ
他の県レベルでやっているところからすれば、資料については	
座	がなり几天してる
	いてトるた用うま
そうだと思うのですけれど。突っ込みどころもまだ残されても 委	いるよりに思えま
す。	コルナスドルマニ
すみません。もう一つだけ質問していいですか。みどり税の支 委員 プロスドルトのマル・スス	は出先はみとりチッ
プ計画だけなのでしょうか。	
税 制 課 長 結果的にはそうなります。	
香果的にというのはどういう意味ですか。	
税 制 課 長 特別会計に全額入れるということころまでが支出となります。	それが使われるの
は横浜みどりアップ計画となります。	
委員緑保全の特別会計ですね。	
税 制 課 長 さきほどの矢印の入った資料です。全額がみどりアップ計画に	最終的には入って
がます。	
委 員 さっきの土木とかそっちの方には回っていない。	
主 税 部 長 回っていないです。	
委 員 だから特別会計とそれと基金と二段階になっているということ	:ですね。
主 税 部 長 そうですね。	
これ作ったときにこういう事業には使えると、こういう事業に	は使えないと、例
委 員 えば農業振興なんかでは絶対に使えないし、個人のものには原則	的には使えないと

•				
				いう形になっています。その事業の使い道というのをきちんとやっぱり最初に仕分けしておいて、これは使えますよ、これは使えませんというのを、やっぱりその目的である緑に資する、なおかつ、一般の人々、全体の人々にメリットが及ぶような事業に限定して、特別会計の中の仕分けをやっていて、それは崩さないということは、環境創造局の皆さんに、これを崩したらみどり税が壊れるから絶対駄目ですよといって、そこはずっとチェックしています。 だからさっき私がちょっと言っていたその3つの関係のところで、みどりアップ
委			員	計画の財源手当てに全額充当しています。ただし、出金の時期はばらばらになっているので、元の基金で調整し、かつショートする部分は一般財源とか国費・借入金から補ってやっていますということですね。
委			員	そうです。そういう趣旨。
座			長	それは正しい説明。
委			員	その説明をしておいた方がいいと思います。
委			員	そうですよね。それは崩されないようにするということがとても大事です。
委			員	そのみどりアップの話と基金の話が別になってしまって、会計が別になっているので、他にも流れてくのではないかという、悪く言うと疑念があるので、いやそんなことありませんというのを書くべきではないでしょうか。
委			員	ちゃんとやっていかないといけないということです。
委			員	入り口で3つの関係を説明してくださいと私さっき申し上げました。そこのところでみどり税の収入はみどりアップで支出しています。それのタイミングの調整のために基金と特別会計やっていますと、それを入れておいてほしいです。他には流していませんと。
座			長	今、○○委員に御指摘いただいているところがちょうどこの、事業精査だけ書いてありますが、我々の審議はもちろん今おっしゃっていただいているようなところをちゃんと見てチェックしています。
委			員	それは絶対、このみどり税の根幹の部分になると思うので。
委			員	そうすると、さっき私、主税部長にお願いしたと思うのですけど、みどり税の収入と支出の部分の数字が経年であった方が、みどりアップの方の特別会計の話ばっかり流れているけれども、財源のところで調整しているのだから、そこもどう調整して、年度ごとにどう入れているか、それがどう出るかという流れを説明してもらわないとわからないということです。
主	税	部	長	はい。
座			長	それが正確です。使途のところでさっき○○委員から目的税の云々の話もありましたが、今そういうところも同じで、我々きちんとチェックをした上で正しいと判断をしましたと。
委			員	だから逆に言うと、基金はなぜ積んで良いかというと、今年使わなかったら、その当該の事業に必要な資金を次年度使うからということ。
委			員	そのための調整のために基金があるわけですから。
委			員	そう。そういう仕組みなっています。
座			長	はい。では次回に向けて、原案について御説明をお願いします。
税	制	課	長	はい。次回、10月23日月曜日ということで予定をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。それから、次回も税率に絡む議論もございますので、引き続き非公開ということでよろしいでしょうか。
L				

座 長	最後は当然、はい。
税制課長	はい、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。会議の資料ですが、 その場に置いておいていただければ、また次回我々がお持ちします。ありがとうご ざいました。